

Title	『山海経』研究上の一課題
Sub Title	A theme in the "Study of Shan-hai-Ching" (山海経)
Author	伊藤, 清司(Itou, Seiji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.1 (1985. 8) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『山海經』研究上の一課題

伊 藤 清 司

一

劉秀が『山海經』の叙録に、この書の校訂を行なった旨を述べたあと、『山海經』の成立について、つぎのように記述している。

まず、この書は

唐虞ノ際ニ出ヅ

るものとしたうえで、その出現の経緯は、

洪水洋溢漫衍シ、中国ノ民人抛ヲ失イ、丘陵ニ崎嶇シ、樹木ニ巢ム。鯀既ニ功無クシテ、帝堯ハ禹ヲシテ之ヲ継ガシム。禹ハ四載ニ乘リ、山ニ随イ木ヲ刊リ、高山大川ヲ定ム。益ト伯禽トハ禽獸ヲ驅リ、山川ニ命ジ、草木ヲ類チ、水土ヲ別ツヲ主ル。四嶽ハ之ヲ佐ケ、以テ四方ヲ周リ、人跡ノ希ニ至ル所ニ逮ビ、舟輿ノ罕ニ到ル所ニ及ビ、内ハ五方ノ山ヲ別チ、外ハ八方ノ海ヲ分チ、其ノ珍

『山海經』研究上の一課題

宝奇物、異方ノ生ズル所、水土・草木・禽獸・昆蟲・麟鳳ノ止ル所、禎祥ノ隠ルル所、及ビ四海ノ外、絶域ノ国、殊類ノ人ヲ紀ス。

このようにして、

禹ハ九州ヲ別チ、土ニ任セテ貢ヲ作り、益等ハ物ノ善惡ヲ類チ『山海經』ヲ著ス。

といい、このことは、

皆聖賢ノ遺事、古文ノ著明ナル者ナリ。其ノ事質明ニシテ、信有リ。

と確言している。

『山海經』の成立に関するこの叙録は、当代随一の碩学劉秀の筆になるものであり、しかもこの書を構成している五蔵山経と海外四経以下海内経に至る全篇の内容の性格を概ね言い尽してもいるため、この書を禹・益の著録とする劉秀の説は千数百年の間、概ね「信有リ」とされ、清末ま

で權威を持ち続けてきた。⁽¹⁾

しかし、今日、禹・益の著録とする劉説は附会の説とみるのがすでに常識となっている。『山海経』の成立は唐虞・夏初はいうまでもなく、その時期は遙かに下り、しかもこの書が一時期、一人の筆、一定の体裁によって編録されたものでないことは、近年の研究者のほぼ一致した見解⁽²⁾として誤りない。

それではこの書が一時代、一人の手に成ったものではないとする根拠は何か。以下、その主要な事由を挙げれば、おおむねつぎの諸点に要約される。

- 1 劉秀校訂本並びに古文獻に記されている『山海経』と現行本との間に認められる巻数や篇目数の不一致の存在
 - 2 現行本の各巻、各篇の間に認められる記述体裁上の不一致の存在
 - 3 同じく各巻、各篇に亘る重複記事の存在
 - 4 同じく記述内容の時代的矛盾等の存在
- 以上の各点につき、順を追って説明する。

二

まず、第1の点について。『山海経』の存在は漢代に至って、はじめて記録のうゑで確認される。この事実は『山海

経』が先秦時代に存在していた可能性を否定するものではないことはいうまでもないが、周知のとおり、現存する文献で、『山海経』の名を挙げているものは、『史記』大宛列伝のつぎの記事がその初見である。

禹本紀・山海経ノ有スル所ノ怪物ニ至リテハ、余ハ敢エテ言ワザルナリ。

この文に籠められた司馬遷の『山海経』に対する評価は現行本『山海経』の内容的特質と大きな齟齬のないことなどの理由から、司馬遷が披見したその『山海経』が現行本と全く別の書であるとか、あるいは著しく内容を異にする書であった可能性は殆ど考えられない。しかし、『史記』のこの言及が余りに簡単であるため、全く同一の書であったということもまた断定はできない。

ところで、班固の『漢書』芸文志に、

山海経十三篇

とあり、それは劉秀の校訂本の十八篇とその篇目の数が異なっている。つまり、ほぼ同時代に行われていた『山海経』に篇目数の相違するものが存在していたらしいことが窺われる。しかも班固のいう十三篇というその『山海経』の数目は、他ならぬ朝廷の書庫に収蔵する秘本の整理に従事した劉向・劉秀父子の在庫目録『七略別録』のそれを転載したものとされているのである。ところが、劉秀が父の遺業

を継いで図書の整理を行ない、『山海経』を校訂して定本を作り、解題を付して皇帝に奉ったその経緯を、彼は

侍中奉車都尉光禄大夫臣秀、秘書ヲ校スルヲ領シテ言ス。校秘書太常属臣望校スル所ノ『山海経』凡テ三十二篇、今定メテ一十八篇ト為シ、已ニ定メタリ。

と叙述している。これによれば、漢室には校秘書太常属の臣望が整理した三十二篇の『山海経』が存在していたこと、これを劉向が整理した際、十三篇としたこと、更にその後、劉秀が校訂を加えて十八篇の定本を作ったことが理解される。そうであるならば、望校するところの三十二篇のそれは暫く措くとして、劉向・劉秀父子の関与した『山海経』に十三篇のものと十八篇のそれが存在したことになり、この両者の関係が問題となってくる。ただし、この両者が内容の異なる別種の『山海経』であったとは殆ど考え難いから、問題は篇目の立て方、分巻の仕方から来る数字上だけの違いであるのか、それとも、その数字の差は内容に加減の相違があったことを意味するかということになってくる。この点については、従来種々の臆説が輩出している。

たとえば、清の『四庫全書総目提要』はこの数字上の不一致を解しかねるとし、『山海経』に付記されている劉秀の叙録はすべて後世の偽託であろうといい、また、顧実は『漢書芸文志講疏』の中で、『七略』には本来、『山海経十八篇』

とあったに違いない。その中から「大荒四経」四篇と卷末の「海内経」一篇の計五篇を削除して、十三篇として、『漢書』芸文志に書き変えたのであろうという。これらの他、いくつかの試論が提出されているが、いずれも臆測の域を出ていない。

この篇目上の問題について、早くに小川琢治が注目すべき解釈を試みていることは周知のとおりである。⁽⁵⁾彼の見解は現行の『山海経』中、はじめの五藏山経が最古の篇であるという仮説を前提にしたものであるが、南山経三篇、西山経四篇、北山経三篇、東山経四篇、それに中山経十二篇、合計二十六篇とあるものを、はじめは二篇ずつ併せて十三篇と算えていた。これをそのヴォリュウムの多少に拘らず、南・西・北・東・中山経の五篇に改め、これに海外・海内の各南・西・北・東四経をそれぞれ四篇と算え、五藏山経の五篇に加えて十三篇とし、篇目数を改めずに、内容を追加した。これが『七略』のいう「山海経十三篇」であったと見做している。それでは十八卷という数目はどのようにして成立したか。この点については、劉秀が校訂を重ねた末、さらにこれに大荒東・南・西・北の各経と海内経一篇の計五篇を新たに加えて、十八篇としたということも一応考えられないこともないが、しかし、これでは解釈上困難に逢着する。それは劉秀らの跋文が現行本の第九と

第十三（海内・海外各東經）の篇末にのみ付記されていて、大荒四經と海内經の末尾にないという点である。これについてはやがて再言する。さて、小川は『隋書』經籍志に

山海經二十三篇 郭璞注

とある『山海經』は、その内容が現行本のそれと同一物であるという前提に立ち、その篇目が海外・海内・大荒の各經が四、卷末の海内經が一、以上の合計が十三篇、従つて五藏山經を十篇と算えたであろうと推定した。この五藏山經を十篇に分つたとする可能性は宋の尤袤本『山海經』の跋語から考えられると小川はいう。つまり、張金吾の『愛日精廬藏書統志』卷三小説類に所載の、尤袤の跋語が道藏本『山海經』の篇目に触れて、五藏山經は十卷、その内訳は經文の長さを基準にして分卷し、「南山・東山各自為一卷、西山・北山各分為上・下兩卷、中山為上・中・下三卷、別以中山東北為一卷」であるとしているのである。そしてこの道藏本は宋以前より伝えられたものであるとされるから、これは劉秀校訂本の面目を伝えている可能性があるという点で、小川説の根拠となつたのである。要するに、小川の解釈は『山海經』の篇や卷の立て方は便宜上のもので、『七略』の十三篇本と劉秀校訂の十八篇本とは、その内容上に相違はなかつたと見ている。従つて、現行本の大荒四經と海内經一篇は後世の追加であり、その追加の折に、五藏

山經十篇を南・西・北・東及び中山經の五篇に篇目變えをすることによって、劉秀以来の合計十八篇の篇目数だけはそのまま踏襲したのであらうと主張した。

小川説と殆ど逆の成立順序を主張する者に高馬三良がいる。高馬は小川とは反対に、五藏山經は海外四經等に比較してより遅れて成立したものと見て、海外四經・海内四經・大荒四經・海内一經の計十三篇が『漢書』藝文志にいう「山海經十三篇」であらうという。（ただし、海内東經の中に含まれている水志・禹本紀系統と思われる部分の記述を除くという）これに五藏山經五篇がのちに追加されて、劉秀の校訂本十八篇が成立したと解釈している。

顧頡剛は五藏山經の成立が他の海内・海外・大荒の諸經よりおけると見る点では高馬説と同様である。しかし、『山海經』として編集された順序については、小川説とほぼ同様で、五藏山經と海外・海内各四經がまづまとめられ、大荒經以下はあとから付録されたものであらうと理解している。

袁珂説もある意味では高馬説に近い。袁は最古の篇は大荒經四篇と海内經一篇で、戦国前期もしくは中期以前に成立し、五藏山經と海外經四篇はこれについて戦国中期以後の作品とし、海内經四篇は最も新しく、漢代初期の作品であるとしている。ただし、劉秀による校訂は五藏山經十篇、

海外・海内経各四篇、計十八篇であり、大荒経以下の五篇が『山海経』に加えられたのは劉秀の校訂以後で、おそらく東晋の郭璞が注を加えた折のことであり、その際、五蔵山経を五篇とし、十八篇の数に合わせたものであらうと、袁珂は解している。⁽⁸⁾

以上の袁説にやや近いのが蒙文通の説である。ただし、海外経四篇は五蔵山経等より古く、戦国中期の作品、大荒経以下五篇は西周前期の作品としている。⁽⁹⁾ 同種の説は他にもあるが、しかし、陸侃如、何観洲等、近時の学者の多くは大荒経以下五篇は五蔵山経等と比較して新しく、劉秀の校訂以後の追加としている。⁽¹⁰⁾ 前野直彬も小川説に同調している。

高馬説に較べて小川等の説の長所は、さきに触れたように、現行本の第九篇と第十三篇、つまり、海外東経と海内東経の末尾に、ともに

建平元年四月丙戌、待詔太常属臣望校治、侍中光禄勳臣龔、侍中奉車都尉光禄大夫秀、領主省

という、建平元年（紀元前六年）に校訂を終了した旨の跋文が付せられており、これに対して、大荒北経および海内経、つまり、第十七篇と第十八篇の末尾に、同種の跋文が見られない点である。この事實は、劉秀らの校訂が五蔵山経と海外・海内各四経の計十三篇を対象としていたこと、

それ以下はその後の増加であることを示唆するのである。

なお、建平元年の跋文に劉秀と名を連ねている主なる校訂者の望と龔はそれぞれ丁望・王龔であろうといわれている（郝懿行『山海経箋疏』）が、そのうちの丁望は劉向に先立って『山海経三十二篇』を校べた「校秘書太常属臣望」その人であらうと推測される。建平元年時の待詔太常属の肩書は、丁望がこの間に職務の移動のあったことを物語るものである。劉秀はこの校訂の経験をもつ丁望等と協力して定本の校訂に従事したものと思われる。

郭璞の「山海経目錄総十八卷」の海内経の注文によれば此海内経及大荒経皆進在外、今校

という。明覆宋本にはこの「進在外」が「逸在外」とあるが、小川はこれは大荒東経以下の五篇が劉秀らの校訂の埒外にあったもので、のちに追加されたことを意味していると説いて、自説を補強している。⁽¹¹⁾

海内四経までを劉秀らの校訂とする解釈は大荒四経が東経から始まって北経で終わっているのに対し、五蔵山経・海外・海内各四経がいずれも南経から始まって東経で終る（ただし、五蔵山経はそのあとに中山経が続く）その体裁が一致しており、高馬説に比較し合理性に富んでいる。ただし、五蔵山経に海外四経・海内四経を加えて十八篇の定本としたとするならば、劉秀らの跋文が海外四経・海内四経

の各末尾と同様に、五藏山経の末尾にも付記されるべきであるのに拘らず、肝心のそこには同種の跋文を欠いているのは、一見不可解といわなければならない。しかし、この点については後述するように、中山経の末尾には、

禹曰、天下名山云々

という百四十四字を算える長文の総括の跋語が付記されている。この文が誰人の手になったものであるかは詳かでないが、おそらくこれは『山海経』を禹・益の編著とする古伝の根拠とされるもの、乃至は古伝を信じた者が付記したものである。いずれにしろ、これは劉秀らによる建平初年の校訂以前から存在し、それが有るために、彼らは五藏山経末尾に改めて跋文を加えることをしなかったのではないかと考えられる⁽¹²⁾。

このような解釈は『山海経』ははじめ五藏山経から成っていたという仮説に整合する。つまり、『山海経』の原初は海外・海内四経をも伴わない所謂『山経』であった可能性がある⁽¹³⁾。この問題に関し、陸侃如是別の観点から、司馬遷の披見した『山海経』はこのような『山経』ではなかったかという推定をしている。陸侃如是王充の『論衡』談天篇に、『史記』大宛伝の

故ニ九州山川ヲ言ウハ尚書之ニ近シ。禹本紀・山海経ノ有スル所ノ怪物ニ至リテハ、余敢エテ言ワザルナリ。

の賛文を引いて、

……禹本紀・山経有スル所ノ怪物云々

と『山海経』を『山経』と作っていることを指摘している。そしてさらに『漢書』張騫伝賛にも同様に、

九州山川ヲ言ウハ尚書之ニ近シ。禹本紀・山経ノ有スル所……

とあり、また左思『呉都賦』に見える

名ハ山経ニ載リ、形ハ夏鼎ニ鏤ル。

など、約二十に及ぶ山経の文字を古典籍の中から拾い出し、『山経』と呼ばれた書が、海外・海内以下の諸篇と関わりなく、独立して存在していたであろうと主張している。そして現行『史記』大宛伝賛に、『山海経』とある点については、

我只希望説明史記原文並無『海』字、乃後代妄人所増

と、後世、『山海経』成立の経緯に無智な何者かによって、海の字が加筆されたと推測し、さらに海外・海内各四経は『淮南子』の成立以後の成書とみて、これらが

至劉歆始附於山篇的後而合称『山海経』

としている⁽¹⁴⁾。陸侃如説の拠り所とされた上記以下の資料がすべて後漢以降の文献であること、例示された二十余の『山経』という文字の中には、『山海経』の中の五藏山経のみを特に対象として文字にされているものがあつたかも知

れないこと、それに肝心の『史記』大宛伝賛文の『山海経』の海字を、後世の附加とする明証のないことなど、陸説にとつていずれも決定的根拠であるとは断定し難い。しかし、たとえば、『論衡』談天篇に、

禹ノ山経・淮南ノ地形ヲ按ジ、以テ鄒子ノ書ヲ察スルニ
虚妄ノ言ナリ。

とあるように、禹（または禹・益）が著作した書が山経であるとする考え方がかつてあったらしいこと、¹⁵⁾そしてこのことが五蔵山経の末尾の「禹曰」の文と対応していることは、『山海経』（正しくは「山経」）の原著者が禹か否かは論外としても、『山経』がかつて海外経以下とは個別に存在していた可能性を全く否定することができないと思われる。

ただし、仮に司馬遷が披見したという『山海経』が現行の五蔵山経、乃至はこれに近い『山経』であったとした場合、それに対して彼がもらした「有スル所ノ怪物ニ至リテハ、余ハ敢エテ言ワザルナリ」という評価が果して相応しいかという疑念が生じないわけではない。というのは、海外四経以降の諸篇には怪を語っている文が極めて多いからである。しかし、五蔵山経の文中にも怪物が全く登場しないわけではない。従つて、司馬遷の賛文に認められる内容批判が、現行本乃至海内四経までを含んだ『山海経』を対象としたものであったにしろ、『山経』のみを対象とした文

であったにしろ、必しもそれぞれの内容と齟齬のある評価であるとはいえないものがある。「禹本紀」が現存していなため、その内容は知るすべもなく、従つて、それとの比較も不可能であるが、この点は今後、五蔵山経の内容を具体的に検証することによって、明らかにするほかはないであらう。

つぎに第2の各篇間に記述体裁上の不一致が随所に認められ、この点が『山海経』が一時期に成立したものでないことを窺わせる点について要約する。

まず、五蔵山経について見ると、その記述体裁はほぼ均質性をもっている。たとえば、

又北百里ヲ繡山ト曰ウ。其ノ上ニ玉・青碧有リ。其ノ木ハ栲多ク、其ノ草ハ芍薬・芎藭多シ。海水ハ焉ヨリ出デテ東流シ、河ニ注グ。其ノ中ニ鰻・鼉有リ。（北山経次

三）

のように、基準とする山からの位置関係（方位・距離）を示して山名を誌し、その山より源を発する川名とその流入の方位を記したうえ、その山川に生棲し、またはそこに繁茂し産出する動・植物、鉱石類の名を列記するという定形をほぼ共通にもっている。ただし、南山経・北山経は三つの小篇に細分されているのに対し、西山経・東山経は四小

篇に、中山経は十二小篇に分割されており、しかも計二十六の各小篇に長短の差異があり、記述内容にも若干の相違がある。この点に關しては後述するが、それにも拘らず、全般的には規格をもち、その点で山岳をめぐる地理誌的面目を保持しており、海外経以下とは著しい体裁上の相違を示している。

海外四経・海内四経は五蔵山経の記載した空間の周縁世界をその対象としている。それらは主として異族の住む中国外の世界として記述され、国名、時にはそこに住む異形の人々や異獸珍鳥類の説明に当てられている。たとえば、つぎのとおりである。

謹頭国、其ノ南ニ在リ、其ノ人ト為リハ人面・翼有リ、鳥喙ニテ方ニ魚ヲ捕ウ。
(海外南経)

林氏国ニ珍獸有リ、大キサハ虎ノ若シ。五采畢ク具ワリ、尾ハ身ヨリ長シ。名ヅケテ騶吾ト曰ウ。之ニ乗レバ日ニ千里ヲ行ク。
(海内北経)

ただし、このような異国・異境の民族誌的記載と並んで、所謂神話伝説的記述も少なくない。たとえば、

共工ノ臣ヲ相柳氏ト曰ウ。九首ニシテ以テ九山ニ食ウ。相柳ノ抵ルル所、厥ラレテ沢谿ト為ル。禹、相柳ヲ殺スニ、其ノ血腥ク、以テ五穀ノ種ヲ樹ウ可カラズ。禹ハ之ヲ厥ルニ三仞ニシテ三タビ沮ス。乃チ以テ衆帝ノ台ト為

ス。

(海外北経)
舜ノ妻登比氏ハ宵明・燭光ヲ生ミ、河ノ大沢ニ処ラシム。二女ノ靈ハ能ク此ノ所ノ方百里ヲ照ラス。一二曰ク、登比氏ト。

(海内北経)
はその例である。しかし、これに留らず、五蔵山経に見た地理誌的記録をも雑えている。たとえば、

陽汗ノ山、河ハ其ノ中ヨリ出ヅ。凌門ノ山、河ハ其ノ中ヨリ出ヅ。
(海内北経)

もその一例であるが、殊に海内東経には、

洛水ハ洛西山ヨリ出デ、東北シテ河ニ注グ。成皋ノ西ニ入ル。汾水ハ上窳ノ北ヨリ出デテ西南シテ河ニ注グ。皮氏ノ南ニ入ル。

のように、河川の水源とその流入に関する記載が過半を占め、ために『水経』の一部と目された所以であるが、しかもそれらの河川が地理的には五蔵山経のそれらと重複するものがあるなど、その内容に統一性を欠いている。⁽¹⁶⁾ 加えて、内容上のみならず、記載上の体裁にも均一性がない。海内四経では南経の東南陬より西へ向って記述が開始され、ついで西経は西南陬より北へ、北経は西北陬より東へ、そして東経は東北陬より南へと時計の針回りの順序で進められている。これに対し、海外四経も南経から西経への配列をとりながらも、西南陬より始めて東南陬、ついで西南陬よ

り西北陬、ついで東北陬より説き起して西北の陬へ、最後に東南陬より東北陬という順序で記述が進められており、統一性を欠いている。

大荒四経については既述のとおり、東経より始まり北経で終る編成をとり、その点で五蔵山経・海外・海内四経と相違する。⁽¹⁷⁾内容的には主として神話的世界が描かれており、海外・海内四経のそれと通じるものが多々ある。⁽¹⁸⁾

最後の海内経も内容的には大荒四経とほぼ類似する。ただし、諸伝承が一篇の中に雑然と羅列されている。方位の別なく、その順序も特に一貫性をもたない。

以上のような各篇の体裁上・記載上の不統一は五蔵山経・海外四経・海内四経・大荒四経および海内経の各経間に認められるのであるが、そののみならず、たとえば、五蔵山経五篇そのものの中においても、また同様なことが指摘できる。その一例を示そう。

五蔵山経の各篇には、特定の怪異の出現をもって吉凶の予兆とする記事が多出している。

鮮山……鳴蛇多シ。其ノ状ハ蛇ノ如クニシテ四翼、其ノ音ハ磬ノ如シ。見ルレバ則チ其ノ邑ニ大旱アリ。

(中山経次二)

というのがその例であるが、それら関係記事中に、吉兆・凶兆の及ぶ範囲に広狭があり、それを示す語として、天下

・国・郡・県・邑の五種類が認められる。

ところで、これらの用語の使用例を五蔵山経の各篇について具体的に検討してみると、とくに南山経に著しい傾向が認められる。まず、国についてみると、(括弧内の数字はその頻度数。以下同じ)

南山経(0)、西山経(2)、北山経(1)、東山経(4)、

中山経(7)

つぎに邑は

南山経(0)、西山経(6)、北山経(2)、東山経(2)、

中山経(4)

以上のように頻度数に多寡の差はあるが、国と邑は西山経以下すべての山経にあって、南山経にのみ皆無である。これに対し、郡・県の使用例は南山経にのみ4例あって、⁽¹⁹⁾西山経以下の四つの山経には皆無であるという確率的には考え難いアンバランスが認められるのである。しかも、その郡・県を南山経の次一・二・三の各小篇についてみると、その4例はすべて次二経に集中し、次一・次三経にはない。なお、天下の使用例は

南山経(3)、西山経(4)、北山経(1)、東山経(8)、

中山経(3)⁽²⁰⁾

であるが、南山経について見ると、それは次三経にのみ集中している。(21)の表参照)このような記載上のアンバラ

ンスは、單純に郡県の文字を後人の加筆ないし書き換えとか、あるいは單なる偶然の結果であるとはいえないばかりでなく、個々の小篇の記述者ないしは報告者が、果して同一の、同時代の人物であつたかどうかすらも疑わせるものがある。五藏山經についてすら、このような疑義がないわけではない。まして『山海經』そのものが一時期に、特定の個人の手によつて成立したものと考へ難いのである。つぎに第3の点。複数の篇に亘る重複記事が存在することとも『山海經』が一時期に成立したのではないことの証左とされる。たとえば、海外北經に

務隅ノ山ハ帝顓頊ヲ陽ニ葬リ、九嬪ヲ陰ニ葬ル。一二曰ク、爰ニ熊・羆・文虎・離朱・鷗久・視肉有リト。

とあるのに対し、ほぼ同文が海内東經にも、

漢水ハ鮒魚ノ山ヨリ出ヅ。帝顓頊ヲ陽ニ葬リ、九嬪ヲ陰ニ葬ル。四蛇、之ヲ衛ル。

さらに大荒北經にも、

東北海ノ外、大荒ノ中、河水ノ間、附禺ノ山ニ帝顓頊ト九嬪トヲ葬ル。爰ニ鷗久・文貝・離俞・鸞鳥・皇鳥・大物・小物有リ。青鳥・琅鳥・辛鳥・黃鳥・虎・豹・熊・羆・黃蛇・視肉・璿瑰・瑤碧有リ。皆衛于山ヨリ出ヅ。

とあり、しかも、それぞれの務隅山・鮒魚山・附禺山の各山名は、郝懿行の指摘するように、「皆一山也。古字通用」

と解されるのである。また、

海外北經に

共工ノ臣ヲ相柳氏ト曰ウ。九首ニシテ以テ九山ニ食ウ。とあるのに対し、大荒北經にも

共工ノ臣ハ名ヅケテ相繇ト曰ウ。九首蛇身、自ラ環リ、九土ニ食ウ。

とあり、この相繇は海外北經の相柳のことで、「語聲転耳」という郭璞の注を俟つまでもなく、両記事も同一伝承を誌したものであることは間違ひなからう。その他、海外北經の「柔利ノ国、一二曰ク、留利」と大荒北經の「牛黎ノ国」も、郝懿行のいう通り「牛黎柔利声相近シ」、蓋し、同一国名であらう。

このような重複は他にも認められ、特に海外四經と大荒四經との間に、その重複が顯著であるため、両經は同一系統の文献ではないかとの指摘も行われている。⁽²²⁾ 重複は同一篇目中にも認められる。大荒東經に

大荒ノ中ニ山有リ、名ヅケテ合虚ト曰ウ。日月ノ出ヅル所、中容ノ国有リ。

とあり、そのあとに再び

大荒ノ中ニ山有リ、名ヅケテ壑明俊疾ト曰ウ。日月ノ出ヅル所、中容ノ国有リ。

とある。この点について、郝懿行は

中容之國已見上文、諸文重複雜沓踳駁不倫。蓋作者非一人、書成非一家故也。

といっている。同種の伝承の異伝が地域を異にして採録されることが往々にしてあるから、上記のような重複は却って事実の忠実な記録の結果であると見做すこともできるかも知れない。しかし、こと『山海経』に関する限り、これは事実ではあるまい。これは史景成も強調するように「顯証其非出一人之手」⁽²⁴⁾のみならず、採録者を異にしたテキストを、後世、一本の『山海経』に編成した結果であると解すべきであろう。

つぎに第4の、記事中に時代的矛盾の指摘されることも『山海経』の各篇が一時期の成書でないことを窺わせる。この項は上述の第2で論じたこととも関連するが、五蔵山経の末尾に「禹曰云々」の跋文様の付記のあることは既に述べた。そしてこの付記は『山海経』が禹・益の著録であるという古伝の証しとされ、またはこの古伝を真実とする者によって作為されたものと考えられる点についても触れた。しかし、それにも拘らず、海外四経以下の諸篇には、禹自身に關する傳承乃至禹以後の時代に行われたと見做される傳承が相當數認められる。既掲の海外北経の「共工ノ臣ヲ相柳氏ト曰ウ……禹ハ相柳ヲ殺ス」も一例に過ぎない。こ

の他「禹ノ石ヲ積ミシ所ノ山」(海外北経)、「禹ハ均國ヲ生ミ、均國ハ役采ヲ生ミ、役采ハ修輅ヲ生ミ、修輅ハ綽人ヲ殺ス」(大荒北経)等、禹の業績乃至その子孫の系譜ばかりでなく、「狄山……帝堯ヲ陽ニ葬ル、……文王皆其ノ所ニ葬ル」(海外南経)、「西周之國、姬姓」(大荒西経)「北齊ノ國、姜姓」(大荒北経)等の周代に関する叙述、さらに「大夏・月支ノ國」(海内東経)「長沙・零陵」(海内経)等、漢代になって史籍に現われる地名も含まれている。もちろん、これらの記事は後人の加筆部分である可能性も一応考慮すべきであろう⁽²⁵⁾。しかし、上述のような諸案件を勘合するならば、その一部に後世の竄入があったとしても、やはりそれらの該当篇の成立年代そのものが降るものと解するのがより適当と思われる。つまり、五蔵山経以下の各経が現行『山海経』に編成されたのが一時期、一人の手によったのではないとともに、それぞれの経の著録の時期もまた一様ではなかったと推定されている。ただし、その著録の年代推定については、その根拠となるべき客観的叙述が少なく、従って、研究者の見解が極めて多岐に分れている。この問題については稿を別にして述べる。

三

以上のように、五蔵山経、海外・海内・大荒各四経並び

に海内経の各篇はその体裁が異なり、当初から一冊の書として編述されたものではなく、それぞれの出現に時代差があり、時代を異にするいく度かの加減を経て編述されたことが推想される。しかも、各篇が現行本の形に編録された時代とその篇の著述された時代とは、必しも同一とは限らない可能性も考慮する必要がある。従って、『山海経』が一時代、一人の作品でないばかりでなく、各篇は異なる時代の、異なる社会的背景をもち、場合によっては、異なる思想系列に属する人々によって著録され、あるいは編成された可能性を考慮すべきであろう。

『山海経』の成立がもし、このような経緯をもつと仮定されるならば、『山海経』の特質の解明は各篇相互の比較の視点を保ちつつも、まず、各篇ごとの性格の研究を進め、その上に立ってはいじめて全体の性格を把握することが必要となるであろう。その際、とくに重視すべき点は、時系列的発展的な視点である。劉秀以来の見解を墨守し、著述と編録の歴史性を弁別せず、全篇を一括して『山海経』の性格を論じた近世以前の諸学説はいうに及ばず、各篇の成立の時代を異にするという歴史的視点を採り入れた近代の研究者の諸説も『山海経』の性格を、ややもすれば、一元的・固定的に把握する傾向がつよい。そのため、『山海経』の本質を論じるに当って、あるものは地理誌ないし物産誌と

し、あるものは古代神話伝承の書とし、またあるものは古代の旅行指南書、あるいは祭法の書、はては語怪の書や寓言集等々と結論づけているのは、現行本の『山海経』の中で、研究者がもっとも強く印象づけられた要素から導き出した演繹的な解釈であるものが多い。さもないければ、この書に認められるあらゆる主要な要素を網羅し、「古代神話・故事・巫術・地理・博物観念之一大結集」²⁶などとする傾向がつよい。たとえば、呂子方は『山海経』が長期に亘って形成された書であることを認めながらも、他方でこの書は、

歴史・地理・生物・礦産・医薬・天文・曆法・氣象・占驗・神靈・祀神的儀式和祭品・帝王の世系及葬地・器物的發明制作・以至絶域遐方・南天北地・異聞奇見・都兼収并録・无所不包。

といい、結局は、この『山海経』は、

可以説是我国最早的類書

と結論づけているのも、その典型的な一例であろう。⁽²⁷⁾

『山海経』が上述のように、同一人、同一時代の作品でないとするならば、この書の性格すらも歴史的に累層し変化した可能性を前提にして、時系列的な視点に立って、考究されなければならないであろう。原山海経がいかなるものであったかは、今日では窺い識る術もないが、とりあえ

ず、山経と海経とに大別し、更に後者を海外四経、海内四経、大荒四経、海内一経に分ち、それぞれについて、その性格・本質を検証する必要がある。そしてその検証に雁行しながら、各経の成立の次序を検討し、それらの成果に立って、この書の性格を歴史的に把握する方法が求められなければならないのである。このような帰納的、かつ時系列的な研究方法により、歴史的に考究することによって、この書の本質により迫ることができるものと考ええる。

註

(1) 王充『論衡』談天篇は「禹之山経」といい、郭璞「山海経序」は「跨世七代歴載三千」とのべ、かつ「夏后之跡」として、禹の著作としている。張華『博物志』も禹作といい、顔之推『顔子家訓』書疑篇も「山海経夏禹及益所記」とする。

他方、『列子』湯問篇に既に

大禹行而見之、伯益知而名之、夷堅聞而志之。

とあり、趙曄『吳越春秋』に

禹……遂循行四瀆、与益夔共謀、行到名山大沢、召其神而問之山川脈理、金玉所有、鳥獸昆蟲之類及八方之民俗、殊国異域、土地里数、使益疏而記之、故名曰山海経。

とのべている。

降って清の畢沅『山海経新校正』の序に

五蔵山経三十四篇実是禹書

『山海経』研究上の一課題

とし、郝懿行も『山海経箋疏』の叙で、
五蔵山経五篇……真為禹書無疑矣。

と述べるなど、『山海経』の注釈者たちは一貫して、この書が禹・益の手に成ることを前提としてきた。

(2) この点に関しては郝懿行『山海経箋疏』の大荒東経冒頭の注解にも既に左の指摘がある。

蓋本諸家記録、非一手所成故也。

また降って顧頡剛は『山海経試探』(『史学論叢』第一冊、北京大学潜社 所収)の中で

山経与海経固非一世之書、其書亦各成一体系。(3頁)

といい、史景成も『山海経新証』(『山海経研究論集』中山圖書公司、一九七四年所収)につきのように述べている。

当為多人多年之成績、復拋重複・矛盾・異説之記載亦証各部各篇材料非一人之手。(8頁)

わが国では、中尾万三が夙に山経と海経の質的相違に注目している(『山海経を読む』(九)、『本草』一・二十号所収)。

なお、前野直彬『山海経解説』(『全釈漢文大系』33 山海経・列仙伝)集英社 一九七五年所収)を参照のこと。

(3) 校秘書太常属臣望については後述。ここで三十二篇といっているのは、延べの数字ではないかと、前野直彬はつぎのようにいっている。

「篇」は後世の「卷」に当たると考えて、差し支えない。

……たとえば、第一篇(卷)に当たる部分が三種類あれば、三篇と数えた。だから、校訂の結果、十八篇にまとめ

られたのである。(前掲書28頁)

つまり、三十二巻の中に内容の重複する巻がいくつもあったと解しているらしい。ただし、その確証はない。

これに対し、小川琢治は「臣望所校定凡三十二篇、今定為一十八篇」の三十二篇と十八篇の相違につき、五藏山経二十六篇(南3、西4、北3、東4、中12)を二篇ごと合せて十三篇とし、これに海外・海内各四経が(经文の外に相当量の図画があつたと推定して)計十六篇を算えたとし、更に現行海内東経の末尾の水志関係の記載を三篇として、『隋書』経籍志は『山海経』のつぎに『水経三巻郭璞注』を誌す)併せれば計三十二篇になると臆測した。尚、この水経三篇は後魏の酈道元が注した水経四十巻とは別で、劉秀校定時、これを巻末の海内東経の末尾に加えたものと小川は説いている。

因みに畢沅は臣望校定本の三十二篇の篇目は南3、西4、北3、東4、中12計二十六篇に、海外・海内各四経計八篇を加えた三十四篇の四が譌つて二に成つたと解している。なお、畢沅のこの誤字説を袁珂も支持している。

(4) 『漢書』芸文志に

成帝時、以書頗散亡、使謁者陳農求遺書于天下、詔光祿大夫劉向校經伝諸子詩賦、步兵校尉任宏校兵書、太史令尹咸校數術、侍医李柱国校方技。每一書已、向輒条其篇目、撮其旨意、録而奏之。会向卒、哀帝復使向子侍中奉車都尉歆卒父業。歆于是總群書而奏其七略。

とあるが、十三篇について、袁珂はこの『漢書』の文によつ

て、「史太令尹咸分校而由劉向總校、把五藏山経分爲五篇、加海外・海内経八篇共爲十三篇的旧校本」と解釈している。『山海経写作的時地及篇目考』《神話論文集》上海古籍出版社一九八二年 24頁。

(5) 小川琢治「山海経篇目の考証」《支那歴史地理研究》弘文堂書房、一九二八年 67-116頁)

(6) 高馬三良「山海経原始」《女子大文学》第一号 大阪女子大学文学会編) 34頁。ただし、五藏山経を除くとする同氏の説では、その十三篇が『山海経』と山字を付して呼ばれたかどうかの事由の説明が困難となる。

(7) 顧頡剛はじめ「五藏山経試探」《史学論叢》第一冊 北京大学潜社 一九三四年)において、陸侃如説をほぼ支持し、山経は戦国時代の、海外・海内各四経は「淮南子」成立以後の前漢時代の、そして大荒経以下は劉秀、班固以降の後漢時代の作品であると述べている。(3頁)しかし、顧氏の山海経関係遺稿の整理とその研究の継続をされている張紫晨(他に劉起舒・王煦華・尹如濬ら)を一九八三年六月に訪問した際、同氏より、故顧頡剛が五藏山経の成立が他より遅れるという見解をもっていたとの説明を拝聴した。

(8) 袁珂「前掲論文」25頁

(9) 蒙文通「略論《山海経》的写作時代及其產出地域」《中華文史論叢》第一輯、一九六二年)

(10) 前野直彬「山海経解説」《前掲書》
陸侃如「山海経考証」《中国文学季刊》創刊号)

何觀洲「山海經在科学上之批判及其作者之時代」(『燕京學報』第七期)

(11) 畢沅はこの「皆進在外」を「皆進ムルトキ外ニ在リ」と解し、劉秀が校訂本を献呈する時、大荒東經以下の五篇を後に附して十八篇にしたと解した。郝懿行もこれに雷同する。

(12) この点については異見もある。袁珂は五藏山經と海外經四篇とは本来一組のテキストで、後者が海外を扱っているのに對し、前者は国内を取り扱った「海内經」ともいうべき記録で、両者は補完し合う關係にあるものという。従って、袁珂は海外東經末尾に跋文があり、中山經の末尾にないのは、その証しであるという。(『前掲論文』16、19頁)ただし、もし、袁説のとおりであるとすれば、中山經の末尾に、なぜ「禹曰く」の長文の跋語があるかという点についての説明が困難となつてこよう。袁説のように、五藏山經は国内、海外經は国外を対象にしており、地域的には確かに一組を構成するが、ただし、体裁・内容上では多くの点で不整一であり、袁説には検討の余地があろう。

(13) 『山海經』の名は劉向・秀父子の命名ではないかと、畢沅はつぎのようにいう。

山海經之名未知所始、今按五藏山經、是名山經、漢人往往稱之。海外經已下當為海經、合名山海經。或是向秀所題。

(『山海經新校正』南山經之首の畢注)

中尾万三はこの畢説をおおむね支持し、『山海經』の名は司馬遷以降、班固以前であらうという(『山海經を読む』(三)『本草』)

『山海經』研究上の一課題

十三号 一九三三年 33、34頁。

(14) 陸侃如「山海經考証」(『前掲書』所収)

(15) ただし、『論衡』の別通篇には
禹主治水、益主記異物、海外山表、無遠不至、以所聞見、作山海經。

とある。

(16) この水誌の記事について、賀次君は、
把晋人記載河流的水經、附録在海内東經の後面。

といっている。(『山海經図与職貢図的討論』)

(17) 郝懿行は大荒四經の東西南北の篇目の立て方が五藏山經・海外・海内四經の篇目と異なる点を挙げて、

蓋作者分別部居令不雜廁所以自別於古經也。

と解している。(『山海經箋疏』大荒東經の注解)

(18) このように海外・海内四經と大荒四經・海内經の内容に重複や類似点が多く見られるため、郝懿行は

此(大荒東經を指す)下諸篇大抵本之海外内諸經而加以詮釈、文多凌雜漫無統紀。蓋本諸家記録非一手所成故也。(大荒東經冒頭の注釈)

という。また、畢沅は同一の關係について、大荒經以下の叙述が海外・海内四經に比較して、(1)故事内容 (2)神々の系譜についてより詳細である等の点から「大荒經四篇釈海外經、海内經一篇釈海内經」と見做した。(『山海經新校正』)

他方、侯仁之は「海外四經海内四經与大荒四經海内經的比較」において、各篇の具体的比較を推し進め、大荒四經・海内經

は海外四経・海内四経の「別本」であろうとする顧頡剛の仮説(『尚書研究講義乙種』)の証明を試みた。(『禹貢半月刊』七卷六・七合期 319-326頁)

(19) 郝懿行は南山経に郡・県(県)の文字が見えることに注意し、つぎのように述べている。

至於郡県之名、起自周代、周書作維篇云為方千里分以百県、県有四郡、春秋哀公二年、左伝云克敵者上大夫受県、下大夫受郡……今攷南次二経云県……又云郡県……是又後人所釋也(『山海経箋疏』叙)

なお、畢沅はこの郡県の文字について

淮南子云夏桀殷紂之盛也、人跡所至舟車所通莫不為郡県。則郡県之名夏殷有之、不独周矣。世俗以此疑経非也(『山海経新校正』南山経次二経 長右之山の注解)

と。その郡県の扱い方は違うが、両者とも『山海経』を禹・益の作とする立場を共通にし、かつ南山経の次二経にのみ郡県が集中する事由については、ともに何ら言及していない。

(20) うち1例は次六経の末尾の山神祭祀法を叙述した経文中に見える。

(21) 天下・国・郡・県・邑字の頻度表

南山経	西山経	北山経	東山経	中山経
天下1	天下1	国1 天下1	邑2 天下1	
郡県4	天下1		国2 天下4	邑2
				次二

天下3	国邑 2 2 3	邑 2	天下5	邑 1
次三	次四	次五	次六	次七

次八	次九	次十	次十一	次十二	次十三
----	----	----	-----	-----	-----

(22) 畢沅は大荒四経は海外四経の釈文、海内経は海内四経の釈文ではないかとみている。(『山海経新校正』の注)これに対し、袁珂は逆に大荒四経の釈文が海内四経、海内経の釈文が海内四経であろうといい、その事由として、たとえば、大荒東経の

君主ノ国有リ、其ノ人衣冠帶劍ス。
と、海外東経の

君主国、其ノ北ニ在リ。衣冠帶劍ス。獸ヲ食ウ。二大虎ヲ
傍ニ在ラシム。其ノ人讓ルヲ好ミ争ワズ。

に見るように、釈文が本文より詳細であるべきであるとい
う。(『山海経写作的時地及篇目考』(『前掲書』13、14頁)た
だし、釈文説は畢沅・袁珂両説のいづれについても、必しも
説得的であるとは考えられない。

(23) 郝懿行『山海経箋疏』叙

(24) 史景成「山海経新証」(『前掲書』所収)

(25) 顔之推・王昶麟(困学記聞)・吳公武(斎読書志)・焦竑(偽
書論)および『四庫提要』等は、海内東経の桂陽・余暨・象
郡や海内経の長沙・零陽などの郡県名を専ら問題にし、それ
らの郡県名の出現が夏禹の時代と大きく抵触することから、
後世の附益、または注文の経文化であると説いている。

(26) 高去尋『山海経の新評価』(『禹貢』第一卷第一期)

(27) 呂子方「読『山海経』雑記」(中国科学院成都分院・自然弁
証法研究室呂子方遺著整理研究小組整理『中国科学技术史論
文集』下冊、四川人民出版社 一九八四年) 1頁